

## 指定出資法人への府の人的関与の再点検について

### 【指定出資法人への府の人的関与とは】

○法人の持つ公共的な使命や、経営の悪化により府民負担が増大することがないかなどといった、役員に課せられた責務等を踏まえ、府が責任を持って府関係者を役員ポストに就任させること。

#### <これまでの経過>

- 平成21年 2月 大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書  
⇒役員ポストの今後の見直しの視点を提言
- 平成22年 1月 大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書  
⇒23法人39ポストに見直し
- 平成25年12月 大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書  
⇒17法人25ポスト（うち条件付き：6法人9ポスト）に見直し
- 平成28年 7月 大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書  
⇒16法人23ポスト（うち条件付き：6法人8ポスト）に見直し
- 平成29年 10月 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書  
（「大阪府国際交流財団」「大阪府保健医療財団」のみ審議）  
⇒16法人23ポスト（うち条件付き：5法人7ポスト）に見直し  
※(公財)大阪府国際交流財団 について、理事長「条件付き」⇒常務理事「認められる」に見直し。

#### <再点検の視点>

- ◆法人の役割の変化に伴い「法人が抱える課題」や「役員に課せられた責務」を確認し、府の人的関与の継続の要否について、検証を行う。

平成21年12月 (見直し前)	平成22年1月 (見直し結果)	平成25年12月 (再点検結果)	平成28年7月 (再点検結果)
27法人59ポスト	23法人39ポスト	17法人25ポスト	16法人23ポスト